

第10回公益通報者保護専門調査会に向けたコメント

平成30年2月20日

石井 淳子

2月23日開催の第10回公益通報者保護専門調査会につきましては、前々から決まっておりました他の用務と重なり欠席することとなりますが、前回発言をいたしましたこととの関係でコメントをしたためましたので、下記にてお示しさせていただきます。

コーポレートガバナンス・コードの見直しの動きについて

金融庁では、コーポレートガバナンス・コード(企業統治指針、以下「コード」という。)の見直しを検討しているとの報道がなされております。

上場企業にとっては、このコードは非常に重く受け止められており、大きな影響力がございます。

このコードにおいて現在も「原則2-5」に「内部通報」が盛り込まれておりますが、今回の検討の中でこの内容がより充実することになれば、上場企業における対応が強化されることが見込まれます。

公益通報者保護制度の見直しとこのコードの見直しの時期が重なっていることは、うまく連動させられないかと思うものです。

金融庁における検討は相当進んでいることや今回の見直しの中心的テーマではないことは理解しておりますが、企業不祥事を未然に防止し、また防止できなかった場合でもその芽が小さいうちに速やかな是正・再発防止策をとりうるものとして、公益通報者保護制度・運用の強化は今回のコード見直しの趣旨とされている日本企業の中長期的企業価値向上に資するものと考えます。

こうした点につきまして本コード検討の際、十分ご配慮いただけるよう、所要の働きかけがなされることを期待いたします。

以上

【原則 2-5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

補充原則

- 2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。